

島本町個人情報保護制度の見直しについて

見直しの概要

デジタル社会の形成のために「データの利活用」と「個人情報の保護」の両立が必要

→デジタル社会形成整備法の制定により、個人情報保護法を改正

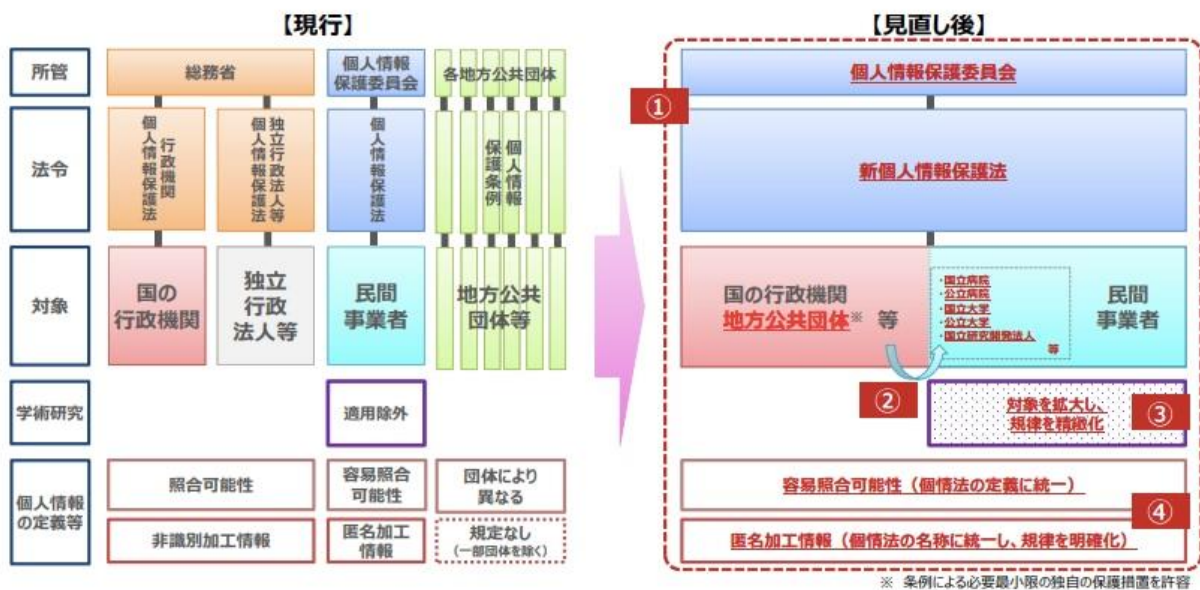
従来、国及び各地方公共団体等が各々定めていた個人情報保護関係法令は個人情報保護法に統合された。それにより、デジタル社会形成整備法第51条の施行が予定されている令和5年度春以後、**本町の個人情報保護制度は、改正後の個人情報保護法に定められる全国的なルールにのっとり運用することとなる。**

個人情報保護法の改正

令和3年度改正法における個人情報保護法関連の改正項目の概要は以下のとおり。

- ① 個人情報保護法（民間事業者に適用）、行政機関個人情報保護法（政府の機関に適用）、独立行政法人等個人情報保護法（独立行政法人に適用）の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化する。**
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等は原則として民間の病院、大学等の規律を適用する。
- ③ 学術研究分野を含めた GDPR の十分性への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化する。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化する。**

国の個人情報保護制度の見直しの全体像



【参考】国が示している条例で定めることが許容されていないものの例

●死者に関する情報の取扱い

令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において見られるような死者に関する情報を条例により個人情報に含めて規律することは、改正後の個人情報保護法の下では許容されない。

●地方議会の扱い

地方公共団体の議会は、基本的に地方公共団体の機関の対象から除外され、法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされておらず、国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが期待される。

●条例要配慮個人情報

法第60条第5項の規定に基づき、地方公共団体は、地域特性に応じて「条例要配慮個人情報」に関する定めを条例に設けることができるが、令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、法の規律を超えて、地方公共団体による取得や提供等に関する独自の規律を追加することや、民間の個人情報取扱事業者等における取扱いを対象に固有の規律を設ける等の対応は許容されない。

●オンライン結合制限

改正後の個人情報保護法においては、オンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いのみに着目した特則を設けておらず、法が求める安全管理措置義務等を通じて、安全性確保を実現することとしており、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない。

●審議会への諮問

改正後の個人情報保護法においては、個人情報の適切な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが「特に必要である」場合に限り、審議会等に諮問することができることとしており、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の改正法の趣旨に照らして許容されない。

個人情報保護制度の見直しに係る今後のスケジュール（予定）

